

計画の実現に向けて

若葉区は、共助を中心に優先して取り組むべき課題と担い手を明らかにし、地域の様々な団体とのネットワーク化により地域福祉を推進していくこととしており、区地域福祉計画推進協議会の役割が重要となります。

1 地域福祉計画の広報・PR

地域の団体の会議等の場を利用し、行政、区地域福祉計画推進協議会が出向き、計画の説明をします。また、PR用リーフレットの作成等により、情報を発信します。

2 若葉区で主に取り組むテーマ

「だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう」
⇒町内自治会等での交流とふれあいの仕組みづくり
「あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう」
⇒少子高齢化社会が進むなか、町内自治会、社協地区部会等による簡単な家事援助などを支えあい助けあうシステムづくり

3 担い手・コーディネーター

区内の高校・大学の学生等のボランティア活動の推進
福祉活動推進員を増員し、各町内自治会に1名以上配置し、町内自治会と社協地区部会とのネットワークづくりによる地域福祉の推進

4 活動団体の連携

地域の様々な団体との連携、情報の共有化

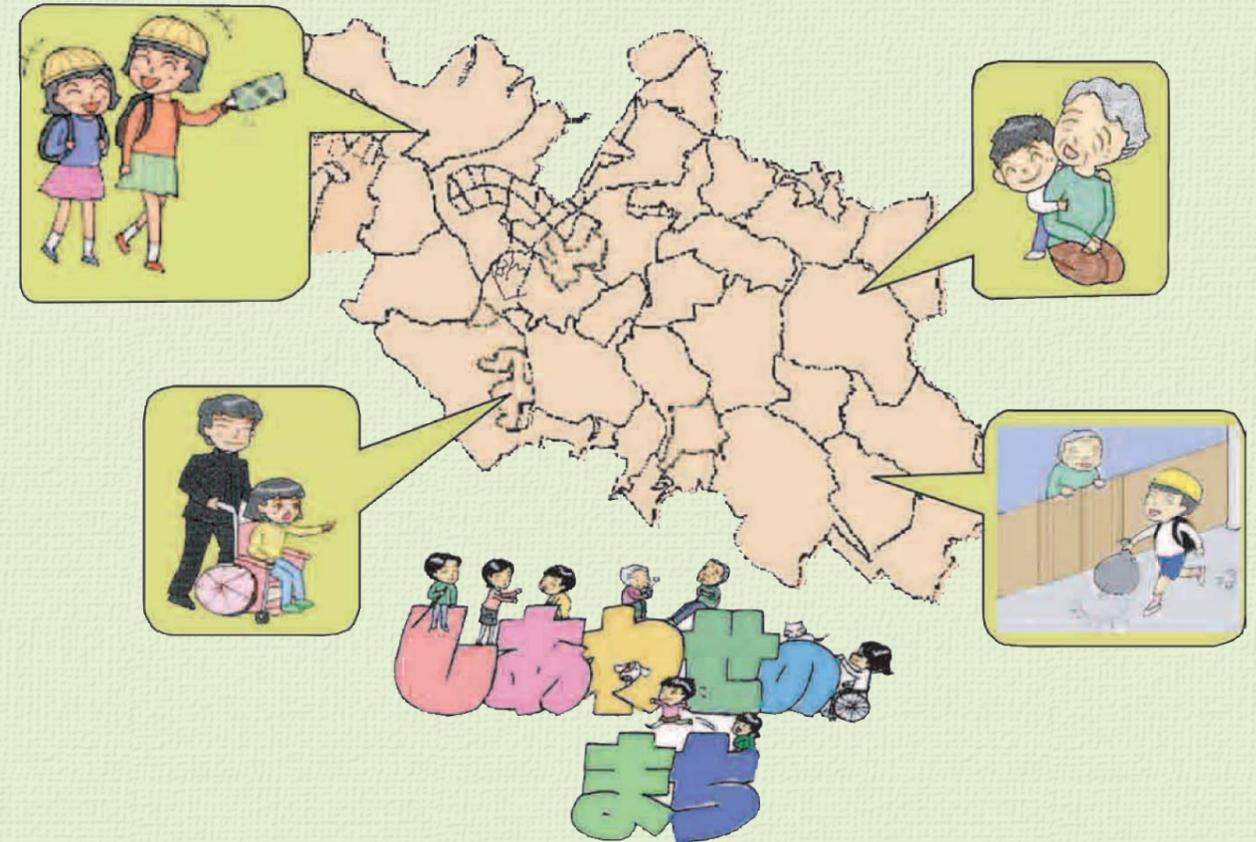
5 活動拠点・活動資金

地域で賄う活動資金・既存施設の有効利用



だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち

第2期 若葉区地域福祉計画



「自助」とは、

「自分のことは自分で行うこと!」

日常生活の中で自らの責任において、自分でできることは自分たちで行うということです。行政まかせや他人ごとではなく、個人や家族が自ら解決するということです。

自助

「共助」とは、

「地域住民同士の支えあい!」

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。隣近所をはじめ、様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支えあい助けあいながら、地域の生活課題の解決を図るものです。

共助

「公助」とは、

「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと!」

公助

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。

区計画

市計画

千葉市は、社会福祉法に基づき、各区ごとに、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと **自助**、地域住民同士が支えあうこと **共助** を中心とした住民参加・活動計画「各区地域福祉計画」、及び地域福祉に関する基本理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取組みを支援する公的施策や、地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策 **公助** を中心とする「千葉市地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画

区地域福祉計画 (6区において策定)	市地域福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助を中心とした計画 ●地域の課題を解決するための方策や具体的な取組みを盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市で取り組むべき公助を中心とした計画 ●区計画を進めるために必要な支援策を盛り込む



若葉保健福祉センター高齢障害支援課

〒264-8550 千葉市若葉区貝塚 2-19-1
TEL 043-233-8558 FAX 043-233-8251
電子メール koreishogai.WAK@city.chiba.lg.jp

千葉市保健福祉局地域福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号千葉市役所 1 階
TEL 043-245-5158 FAX 043-245-5620
電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp

千葉市

第2期 若葉区地域福祉計画

第1期計画から第2期計画へ

第1期若葉区地域福祉計画は、多くの区民の参加を得て策定され、「生活者の視点」で抽出した生活課題とその解決のための5つの仕組み及び具体的な取組みを内容としています。(計画期間 平成18年度～平成22年度)
第2期計画は、第1期計画の骨子は変えず、社会情勢の変化などによる修正と、「共助」を中心に優先して取り組むべき課題及び担い手を明らかにすることとしました。

基本目標・基本方針 第1期計画を継承します。

基本目標 **だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区**
～あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して～

若葉区としての重点(優先)項目

① 地域福祉計画を浸透させるために

地域住民の方々に地域福祉計画を知っていただくために、町内自治会や社協地区部会などへ啓発活動を展開します。また町内自治会の連合組織である区連協や地区連協との関係強化を図ります。

② 仕組み1・仕組み2に重点をおいた取組み

若葉区地域福祉計画は5つの仕組みから成り立っています。そのうち、仕組み1、2に重点をおき、段階的に地域の状況に合わせた福祉の取組みを実践していきます。そのために福祉活動推進員等を各町内自治会単位で少なくとも1名ずつ配置し、区推進協で活動をサポートしていきます。

③ 活動拠点・活動資金

仕組み1・仕組み2を展開していくためには、活動拠点として自治会館、公的施設や空き店舗等の利用が考えられます。特に仕組み1のサロンのような居場所づくりの際には、安価または無料で借りられるような仕組みづくりが必要です。また地域福祉活動を幅広く展開していくための活動資金として、地区部会の会員募集活動の促進を図っていきます。

5つの仕組みと13の施策の方向性

仕組み1 だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

① 近隣同士がふれあう機会をつくる

- (1) 向こう3軒両隣ふれあい運動の推進
- (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施

② エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる

- (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
- (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

③ 気軽に過ごせる場所をつくる

- (5) 気軽に過ごせる拠点(ふれあいハウス・サロン・センター)の創出
- (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

仕組み2 あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

④ 身近なところから支えあいの機運を高める

- (7) 仕組みづくりの啓発活動(助けあいシステムへのとっかかり施策として)
- (8) 活動の中核となれる人材の発掘
- (9) 「わたしたちのまちの福祉を考える会」(仮称)の設置

⑤ 支えあうシステムをつくる

- (10) 助けあい支えあいシステム
- (11) 地域でできる介護予防

仕組み3 備えあれば憂いなし、安全と見守りの仕組みをつくりましょう

⑥ 防犯・防災意識を高め実践する

- (12) 防犯・防災意識の啓発活動
- (13) 防犯・防災巡回の実施

⑦ 要支援者を見守る

- (14) 要支援者の把握
- (15) 要支援者を見守る体制の整備
- (16) 民生委員・児童委員の活動支援

⑧ 緊急時の支援システムをつくる

- (17) 緊急時避難誘導システムの構築

仕組み4 必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

⑨ 身近に情報が得られ相談できる

- (18) 地域福祉に関する情報のホームページ開設
- (19) 地域版「よろず相談窓口」の構築
- (20) 身近な場所に出張相談

仕組み5 世代を超えて、ともに学びあい参加できる仕組みをつくりましょう

⑩ 家庭や地域で福祉のこころを育む

- (21) 福祉のこころを育む活動の推進

⑪ こころのバリアフリーの推進

- (22) 誰にでもやさしい地域づくり

⑫ 人材を発掘し活用する

- (23) わかばボランティアクラブの発足
- (24) ふれあいショップの創設

⑬ 福祉を学び実践する

- (25) 地域での福祉教室の開催と活動支援

